

町長提出議案 の 題 目	議案第44号 令和4年度平群町学校給食費特別会計補正 予算（第2号）について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 9番 山田 仁樹 10番 窪 和子

令和 4 年 第 6 回 (1 0 月)
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 4 年 1 0 月 2 1 日 (金)
午前 1 0 時開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 6 | 議案第 4 3 号 | 令和 4 年度平群町一般会計補正予算 (第 5 号) について |
| 日程第 7 | 議案第 4 4 号 | 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計補正予算 (第 2 号) について |

開 会 （午前 10 時 01 分）

○議 長

皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達しておりますので、これより令和 4 年平群町議会第 6 回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和 4 年第 6 回の臨時会を招集しましたところ、公私御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。議員各位におかれましては、本町行政に対しまして格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

本臨時会におきましては、議会の委任における専決処分の報告が 2 件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に伴う事業費の補正、一般会計補正と、学校給食費特別会計補正予算の審議をお願いをしております。慎重なる御審議を頂き、可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第 127 条の規定により、9 番、山田議員、10 番、窪議員を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしくをお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

資料のナンバー4でございます。

9月16日、老人福祉センターかしのき荘の空調設備が故障しました。緊急に機器の入替えが必要となりましたことから、3款の民生費、2項社会福祉費、1目老人福祉費の備品購入費で134万2,000円の充用でございます。

当初予算1,104万5,000円に対しまして、現在までの充用額については258万円ということで、予算残額は846万5,000円ということでございます。率については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第4号について御説明をさせていただきます。

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、

次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月21日報告
平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年9月14日
平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年8月14日、平群町大字福貴畑1462番2付近の町道十三峠路線において、道路の陥没により走行中の原付バイクが転倒し、車体に損傷を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 87,835円
- 2 所管課 事業部 都市建設課

これにつきましては、道路の陥没により、原付バイクがバランスを崩し、転倒し、身体にけがはなかったんですが、バイクのマフラー、ライト、タイヤ等に損傷を与えたものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第5 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第5号について御説明をさせていただきます。

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月21日報告
平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年9月27日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年8月25日、平群町梨本726番地3付近の道路上（私道）において、ゴミの収集作業中に相手方の駐車中の車両に接触し、車体に損害を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 374,567円

2 所管課 住民福祉部 清掃センター

これにつきましては、ごみ収集車をバックさせる際に、公用車の後部が相手方の車両に接触し、バンパー及びヘッドランプ、フェンダー等に損傷を与えたものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きます

日程第6 議案第43号 令和4年度平群町一般会計補正予算（第5号）について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第43号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪議員。

○10番

ありがとうございます。

まず1点目、国の施策であります住民税非課税世帯への5万円の緊急支援給付金についてであります。対象が2,100世帯で、そのうち、住民税非課税世帯2,060、また、家計急変40と見込まれておりますが、今後の支給開始時期のスケジュール、またプッシュ型と思いますが、申請方法についても詳細、もう少し御説明をお願いいたします。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、スケジュール、また周知の関係について御説明させていただきます。

まず、補正予算の議決後、まずシステム改修を行いまして対象者を確認しまして、11月中旬頃から対象世帯へ支給要件確認書の発送を行う予定をしております。また、対象者から確認書の返信があり次第、内容を確認しまして、12月から振り込みを開始したいと考えております。

また、周知のほうにつきましては、令和4年度住民税非課税世帯の対象者へは個別通知等を行いまして事業周知を図るとともに、また広報、ホームページ、SNS等を通じまして、広く周知の徹底を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。

11月中旬にプッシュ型で確認書を送って、それで変更ないかということで戻されてから、12月から振り込みということで、これを待たれてる方々もたくさんいらっしゃると思いますので、できるだけ早くお願いしたいと。12月と言われてますが、11月末でもできるのであれば、できるだけ早い支給をお願いしておきたいと思います。

それから、オミクロン株に対する2価ワクチンの接種の開始をされますが、今、平群町も接種券、速やかに発行していただいております。前回ですね、接種を受けたときから、これまでは5か月を経過をしていけば、このオミクロン株対応ワクチンが接種できるということですが、国のほうで3か月という声もちらほら聞こえておりますが、そのことに対して、どれだけ把握されておられますでしょうか。また、対応をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

接種間隔についてでございます。

今おっしゃっていただいたように、国のほうでは、3か月に期間短縮するということで議論されております。近いうちに、今日あるいは来週早々には3か月になると決定されるであろうということで聞いております。

接種の予定でございますけれども、今月、10月29日から、プリズムにお

いて集団接種、開始させていただきます。その時点ではですね、最初の時点は5か月で予定しておりましたけれども、それを3か月に短縮して接種をしますと、おおむね年明け、1月の中旬ぐらいにその3か月にした状態で終了するのではないかとということで見込んでおります。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

3か月に期間短縮するということで、平群町は10月29日から接種が始まりますが、それは前倒しにはもうされないで、そのままいかれるということでしょうか。

それともう1点、3か月に期間短縮ということは、また国のほうでも報道がされて、皆さん見られると思いますが、今、接種券、私も来ておりますが、開けたら5か月という状況で、予約ができない状況になっておりますけれども、その点ですね、住民の方々への周知ですね。テレビ報道を見てくださいということなのか、町から何か発信をされるのでしょうか、お尋ねします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

10月29日、最初のスタートでございますけれども、これはもう既にお医者さん、医師の派遣等も準備しておりますので、これを前倒しというのはちょっと無理なところでございます。

それと、3か月に期間短縮された場合の周知でございますけれども、これも早急にホームページ等を通じて皆様のほうにお知らせするように段取りはしております。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

ホームページを通じてということですが、なかなかホームページを見られる方々ばかりではないと思いますが、その点、もう少し何らかの方策で、ちょっと御検討、ホームページだけではなくて、いろんなツールを使って、皆さんに一日も早く、やはりインフルエンザとの同時も始まるということも言われておりますので、その点はもう少し丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それから、8ページですが、8ページの予防費の管理職員特別勤務手当、4

00万マイナスにしておりますが、これですね、これまでワクチン接種に係る人件費は国から全て支給をされていたと思いますが、この支給がなくなったから管理職の手当をなくしたということなののでしょうか。それとも、町独自の考えなののでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

管理職の特別勤務手当の関係です。

こちらのほうにつきましては、まず、交付金の対象になっているのかどうかということですが、これはなっております。ただ、平群町といたしまして、財政健全化の中で管理職特別勤務手当の見直しというものを行いました。その中で、先ほど総務部長からの説明もありましたように、新型コロナ接種に伴う勤務については、臨時または緊急の必要等がある場合の措置としての支給対象としてきたが、今後については、恒常化してきたことについて鑑み、手当の支給を対象外とするということで、今回、減額補正させていただいているというところでございます。

○議長

窪議員。

○10番

交付の対象にはまだ今もなっているということと、今部長の答弁ありましたけれども、やはり管理職の皆さんも、給与、大分削減されておりますのでね、ほかのところでもこういうものはほとんどないと思います。ですから、平群町の財政に影響のあることではないですのでね、本当はこれは、できたら、ワクチンのあれで、土日ですね、管理職の皆さんが出勤されててね、少しこれはちょっと残念かなと。わざわざね、平群町の財政に影響あるものならば、皆さんに御理解いただかないといけないですが、あえてこれを削減をされるというのは、少しちょっと残念かなということだけは意見として申しておきたいと思います。

また、今回の補正予算、いろんな、この前、全協でもお示しいただきましたが、介護、障がい福祉、保育事業者への支援金やら、また要保護、準要保護、特別支援教育に対する生活支援金ということで事業を提案していただいておりますが、大変バランスの取れた事業の内容、補正予算だと思います。ただ、可決しましたら、速やかに、できるだけ早く執行していただくようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議 長

森田議員。

○8 番

今、窪議員の質問の中でですね、ワクチン接種が3か月に短縮という話が出てたんですけども、私のホームドクターに確認しますとですね、予約が11月中頃からしか受け付けないということなんですね。そうすると、医療機関で個別接種される方の医療機関に対する周知はどのようになるのでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、今も3か月ということでしょうか。それとも、受付自身というのは接種の受付ということでしょうか。今現在ですね、接種については、10月から実施、医療機関でしていただいているところでございます。そのちょっと11月の半ばからとおっしゃってる状況というのがちょっと分からないところでございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

分かりました。ちょっともう一度私のほうも医療機関に確認しますが、それともう一つ、医療機関にはその3か月というのとはどのようなことで通知されるのでしょうか。これからされると思うんですけども、個別接種は理解できるんですけども、その辺のことをもう一度御答弁いただけませんか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

3か月の期間短縮につきましては、打診はしておるところでございますけれども、改めて決定しましたら医療機関のほうに発信していきたいと思えます。

○議 長

森田議員。

○8 番

それとですね、住民税非課税世帯のことなんですけども、急変家庭も含めて2,100ということなんですけども、その非課税世帯の定義というのはどんな方が対象になるのか、それが分かればお答えください。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

非課税世帯の定義の関係です。

こちらのほうにつきましては、まず、令和4年度の住民税非課税世帯の方の中で、まず9月30日現在に平群町にお住まいされている世帯構成員の中で、全ての方が非課税世帯という形となっております。ちょっと具体的に数字のほうにつきましては、いわゆる住民税非課税世帯の額になりますので、例えば単身の1人世帯の方でしたら、具体的に言いましたら、年間収入のほうが93万までの方、所得で言いましたら38万の方が対象となります。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

私の友人の話でですね、厚生年金を受給されてる方で、御主人が亡くなって遺族年金ということを受けてる方はですね、私の友人より年金の額が多いのに非課税世帯になってるという話を聞いたんですけども、その辺はどのようなようになってるのでしょうか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

税の計算の関係なんで、ちょっと明確な答えにならないかもしれませんが、基本的には遺族年金というのは所得の算出にはならないと聞いておりますので、そういう形だと思います。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

そうすると、今、遺族年金を受けてる方は、非課税世帯で、この給付金を受けるといふことで理解していいんですね。

○福祉こども課長

はい。

○8番

分かりました。それはもう結構です。

それとですね、リサイクルのステーションのことなんですけども、パナクティの前というふうに聞いたんですけど、今御説明あったんですけども、設置する場所は、所有者は、土地はどなたがお持ちになってるのでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

土地所有者なんですけども、これは河川敷になりますので、県のほうが今管理をしているという土地になります。あと、県のほうとは、借地の関係で、今協議をしておるところでございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

私もあそこにですね、パナクティの駐車場がないもので、そこに駐車をよくさせていただいているところじゃないかなと思うんですね。勝手に使っているということは理解できるんですけども、何か苦情が来そうに思うことと、あそこ渋滞するんですよ、信号待ちのときに。入りにくいと思うんですよ。その辺のことは検討されてるんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。今、一つ訂正させていただきたいんですが、借地と言いましたが、占用という手続を続けているところでございます。

それと、あその箇所ですね、確かに樺井の交差点に出る箇所で、朝夕はかなり車が並ばれる箇所になっております。ただ、昼間につきましては、それほど混んでない時間帯もあります。その辺で、朝夕、混むような状況でありましたら、その辺の対処のほうですね、周知のほう、朝夕を避けて使ってもらうとか、そういう周知のほうをまたしていきたいと、対策のほうを考えたいと考えております。

以上です。

○議 長

森田議員。

○8 番

もうそこは場所決定ですか、もう。ほかにまたいい場所があるんじゃないかなと、私ちょっと具体的なことは申し上げられないんですけどね。アプローチがしやすく交通渋滞のないところ、河川敷でも、例えば竜田川親水公園のところとかですね、協和橋からちょっと入ったところなんかですね、渋滞もしないところがあるかと思っておりますので、後で私は苦情が来るんじゃないかなというふうに思いますので、これは意見だけ申し上げておきます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

今、ワクチン接種についてちょっとお話が出てきてましたんで、私の下にもいろいろな苦情は来てまして、ちょっとお聞きしたいんですけども、ワクチン接種の際に、この3か月となった場合に、オミクロンとファイザーがあると思うんですけど……。

「モデルナ」の声あり

○4 番

モデルナね。モデルナとファイザー、オミクロン株独自もあるんですかね。オミクロン専用があり、なかったでしたか。

「オミクロン株対応のワクチン」の声あり

○4 番

対応はファイザーでいいのかな。取りあえず、これを選ぶのをですね、選び方が難しいということで、何かまず選べないというふうに話を聞いているんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

接種の際のワクチンの種類の選び方というところでございますけれども、ネットで申し込んでいただく際には、モデルナあるいはファイザーのほうを表記しております。はがきで申し込んでいただく方については、日にちの指定ができるようにはなっておりませんので、ですから、そこでは、ファイザーあるいはモデルナ、こちらのほうで指定させていただいて、いついつ接種に来てくださいということで通知させていただいてるところでございます。

もし、ファイザーでしか打てないですという方、中にはおられるかと思えます。はがきで申し込んでいただいてモデルナというところに日にち指定させていただいた場合、その際は、こちらのほうに御連絡を頂いて、またその点については配慮させていただいてるところでございます。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○4 番

一定の配慮があるということですね。いや、ちょっとインターネットというふうに言われはったんで、インターネットを使える世代が、これもね、将来的にというか、政策の面を含めて、福祉課関係なく調べてほしいんですけども、インターネットを使える後期高齢者の方が一体何人いらっしゃるのか、そういう調査も必要じゃないのかなと思います。でないと、実際インターネットで公開してますよ、ホームページで公開してますよと言っても、何人の方が見られるのか、見ることができるのかですね、これが分からないので、ぜひともこういうほうの研究もお願いします。

結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。植田議員。

○6 番

8ページの、先ほどちょっと質問もあったんですが、南部地域でのリサイクルの設置場所をパナクティ前と、どれぐらいの広さと規模になるんですかね。北と同じぐらいの規模なのか。北のほうも、結構皆さん、利用していただいている状況になってるので、それで少なくともそういう分別がどんどん進んでいけばいいかなというふうに思ってるんですけども、そこら辺、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

北部のステーションと同規模で、南部のステーションのほうも計画を考えております。形状としましては、三角の形になるかとは思いますが、車の転回等もできるような形で整備したいと考えております。

以上です。

○議 長

植田議員。

○6 番

ありがとうございます。

それと、今、回収の対象となっているのが、段ボール、それから新聞、雑誌、それからティッシュの箱とかああいう分もそうなんです。やっぱり、ちょっとこれまでも言ってきたように、アルミ缶の回収もできるスペースは取ってほしいなど。あれは、とにかく今、集団回収でしか基本的には出せてないから、コン

テナで出して、全部そこへ突っ込んで出してはんねんけど、コンテナは基本的にはスチールと瓶とかというふうで、アルミ缶は別個に回収できるようにしたほうがいいんじゃないかなと。そのためには、あのスペース、それを置けるぐらいのスペースはあると思うので、これはぜひちょっと検討していただきたいんですけども、どうでしょう。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

リサイクルステーション、今、紙を主体としてスタートさせていただきまして、役場の裏のところでしたら廃プラ等もやっております。その辺も踏まえまして、全体的に、アルミ缶も提案ありましたので、その辺も踏まえまして、今後、どういう展開をしていくのか、これから検討して決めていきたいと思いません。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。山口議員。

○7 番

まず、5万円の給付について。

2,100世帯ということで、住民税非課税世帯はもちろん分かるんですが、急変世帯、要するに収入が急激に減った世帯ということで、家計急変世帯ということで要綱のほうは出てるんですけどもね、ちょっとこの定義というか、当然、住民税非課税というのは昨年度の収入に対してですから、それはそれではっきりするんですが、多分、昨年度は非課税ではなかったけれども、今年度、非課税になるだろうということになるんですがね、ただ12月までの所得ですから、確定しないですよ。それは確定してから給付するのか。さっきちょっと説明あったと思うんですがね、もうちょっときちっと説明してほしい。この対象になるのはその二つだけなのか、ほかにあるのかどうかも含めて説明していただけますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

家計急変の判定の仕方の関係です。

まず、こちらのほうにつきましては、令和4年中の収入見込額からの判断になりまして、実際、1年間終わってからの判定ではございません。例えば、世帯全員のそれぞれの年収見込額、具体的に言いましたら、4年中の任意の1か

月のほうの収入を出していただきまして、それを1.2倍した額のほうが住民税非課税世帯基準以下になってるかというのが要件となっておりますので、それにつきましては、申請時点での判断という形になります。

実際、家計急変のほうにつきましては、当然電力の高騰とかいろんな要因があると思うんですけど、別に具体的にこれだから駄目というのではなくて、本人さんの申請の中で予期せぬ家計が急変したということの申請を頂きましたら、要件を満たしてましたら該当されるような形となっております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

任意の1か月、ここにもそう書いてあんだけど、要するに今だったら9月まで収入が分かっていると。そのうちの、じゃあ例えば一番少ない月、1人やったらもう1人分やから、それ掛ける1.2で、その所得だったら住民税非課税になるんやったらそれで申請はできるということですね。そういう認識でいいですね。2人だったら2人分、両方合わせて、同じ月でないと駄目ですか。別々の月でもいいんですか。

それともう一つ、ついでに聞きますけど、さっきもちょっと答弁あったかもわかんないんですけどね、昨年度の非課税世帯というのはもうできてるからプッシュ型でやるということで、もう11月にそれは振り込むということですか。さっき、確認するというようなこと、確認書を取るようなことを言ってたけども、それを取ってからでないとしらないという理由は何なのか、その点も併せて答えてもらえますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ちょっと後段で言うていただいたほうの説明からさせていただきたいと思えます。

まず、確認書の通知のほうにつきましては、実際、4年度の住民税のほうのシステム的に、対象となる見込みの方について、確認書というのを送付する予定をしております。その上で、本人さんのほうが世帯全てが非課税であるというようなチェックのほうをしていただいた上で、その内容を確認した上での振り込みになりますので、そういった手続となっております。

あともう1点、家計急変のほうで、例えば、世帯のほうの月が異なる月でという形もあるんですけど、その辺りはちょっと国のQ&Aで提示されていたと

思いますので、ちょっと具体的にそれに当てはめて判定する形となっております
思います。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

じゃあ去年の確定してる人たちはもうプッシュ型で、全く申請書を出さずに
町のほうから振り込むということでもいいんですか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ちょっと説明不足ですみません。

その要件としまして、課税者から扶養が取られてないという要件があるんで
す。その確認をする上で、要件確認申請書というのを送らせてもらって、そこ
で、全て課税者から扶養が取られてないというのをチェックいただいた上で、
それが判定基準となっておりますので、プッシュ型ではなくて、本人さんに一
旦申請いただいて、確認させてもらった上での振り込みという形となります。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。確認申請書をとにかく町からもうすぐ送るわけですね。それ
が返ってきたところから振り込んでいくということですね。分かりました。

それからですね、さっきもう一つ聞いた、2人家族で2人とも収入があった
場合、さっき聞いた、月が同じでない駄目なのか。家計急変世帯の場合は、
別々の月でもええのか、1か月と言ってるから、いつでもええわけでしょう、
1月から来月やったら10月までのうちで一番少ない所得のときのやつで計算
してもいいわけでしょう、それは。別々の月でもいいんですか。それだけもう
1回確認したい。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

すみません、その辺りのほう、ちょっと国のQ & Aで提示されたと思います
ので、ちょっと今すみません、手元に確認できる書類ないんで、確認したいと
思います。

○議 長

山口議員。

○7 番

ちょっとこの辺ややこしいからね。多分広報に載せるんでしょうけども、これだけ読んだってなかなか分かりにくいからね、この説明ではね。だから、ちょっと普通、読んだ人が分かるような説明、ここの部分はね、ちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

それからね、ワクチンのところでちょっと聞きたいんですけども、これね、予算書を最初見たときに、さっき説明あった管理職手当400万減額補正するという、理由はさっきの説明でわかりますけども、これ、もともとじゃあワクチンの経費というのは1,600万円かかるわけでしょう。1,590万5,000円かかるわけでしょう。ほんで、だから400万カットするから、歳入の国庫補助のほうも減らしてるわけでしょう、これ。実際どんだけ使うかによって変わってくるけれども、さっき窪議員が言った、本来国からもらえる額を町のほうから減らしてるというふうに、職員がもらう分ということも含めて言えばね、二重におかしいことしてんのと違うかというふうに思う。

第一、管理職の休日出勤、その振替で全部休み消化してますか。消化なんかしてないでしょう、全部。有休も取れてないような状況じゃないんですか。特にこのワクチンで、昨年からずっと出てる担当課から言えばですね、応援で管理職の皆さんも入ってると思うんですけど、その辺考えたら、何で、さっき窪さんも言ってたけども、ほんまに何考えてんのかと思いますよね。

ちょっと先に、まずさっきの質問やけど、実際、国から本当は1,590万5,000円もらわなあかんわけでしょう、このワクチンだけのことで言えば。そうやね、そうなりますね。その点どうですか。

○議 長

山口議員。

○7 番

ちょっと聞き方変えるわ。

要するに、今回補正で上げるべきコロナのワクチン、オミクロン株対応のワクチン、その必要経費というのは、予算上は1,590万5,000円なんでしょう。それと一緒にことやで、さっきの質問は。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、おっしゃるとおり、1,590万でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

ほんで、本当はそうなんだけども、先にもらってるねやろうね、ワクチンで、その400万、人件費やな。人件費を先にもらってるワクチンの分を減額するから、その分国からもらわんでええから減らしてるということでしょう。そういうことやね。それやったら、そういうふうにな、ちゃんと、これは後から今日机置きしてもらったけど、それも含めて書かないとやね、平群町の今回のワクチンは1,190万5,000円でするんだというふうに思っちゃうわけですよ。その辺も含めてちゃんと資料を出さないと、何かいい加減な、全体で、ほかのことも一緒にしてですね、最後の結果だけぼんと書いたって駄目でしょう。そのワクチンが何ぼかかるかが重要かどうかは別にしてですよ。ただ、予算を審議するということになれば、そういうことも大事になるわけですよ。だから、そこのところは次からちゃんとしてください。ここには何にも書いてないのよ、そのことは。予算書にはこの400万減額書いてあるけど、これ、結果だけじゃないですか。それも指摘しておきます。それちょっと、今日見て何やろう、これと思ったから聞きましたけども。

あと、ワクチンで言うとはですね、この間の議論で、昨年度、ワクチンのお金もらい過ぎて、1億円以上お金返すという話になってましたよね。この400万というのはその中の一部ですか。その点も含めてどうなってますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

3年度のワクチン接種費用について、約1億円程度の不執行が出たために返還するという状況でございます。これについては、返還時期等を含めて国のほうからまだ指示がございませんので、今年度に返還するのか、あるいは来年度になるのか、今のところ、ちょっとまだ決まっておりません。

400万についてでございます。その返還金のところについては、その400万というのは含んでおりません。400万といいますのは、あくまでも今年度についてでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

いや、もう今年度、先に国から歳入で入ることになってたうちの400万ということやね。そういうことやね。

それともう一つ、さっき、3か月のことは別にしてね、今月の29日からワクチン接種、またするということなんですけど、今度5回目やね、全部打ってる人はね。ほんで、3回目まで打って4回目打ってない人、これには、さっきから出てるワクチン打てますよという通知は来ないのよね。来てないのよ。

「通知来てる」の声あり

○7 番

いやいや、4回目打ってない人よ。

「うち来た」の声あり

○7 番

あ、そう、うち来てないけど、まあええわ。

4回目打ってない人は来ない、来てんの。いや、うちは来てないのよ。ほんで、来てないけども、申し込んだら打てるわけや。4回目飛ばして5回目打てるわけ。5回目っておかしいけど、本人にとったら4回目やけど。それは、前の4回目の通知来たやつでいけるわけやね。分かるかな。

いや、結構多いと思うねん。あれ、数字見たら減っていったるでしょう。1回目より2回目、2回目より3回目、3回目より4回目は大分減ってると思うねんね。もう慣れちゃって、もうええかみみたいなのもあると思うんですけど。そういう場合に、通知来てないのよ、ほんまに、私個人の話しますけど。3回目まで打って、その後4回目打ってない。ほんで、来てないから申し込んだ、今度のやつね。それはすつといけるわけよ。ただ、何も来てないから、前のやつでやってるわけやけど、それは受け付けてるわけやね。それは受け付けてんねんね。そんなんも結構あると思うんですよ。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

4回目についても、今現在お持ちの接種券で申込みは可能でございます。3回目の方については、こちらのほうから再度、新しいオミクロン株を打っていただけるようにということで通知のほうはさせていただいております。

○議 長

山口議員。

○7 番

うちは来てなかったけど。いつから送ったんか知らんけどね。はい、分かりました。

それとね、最後に、ワクチンのついでで言いますけども、インフルエンザのワクチンね、去年も両方がはやった場合、大変なことになるということでしたけど、去年はそうはならなかったんですけどね、今年度また分かりませんよね。そういう中でね、今さらの話になりますけど、西和7町で言うと平群町だけが無料化してないと。一昨年して、昨年も今年も平群町はしてない。今から予算組めというわけじゃないんですけどね、9月議会で植田議員からも一般質問ありましたけど、町はしないとはっきりおっしゃるんだけど、町内の医療機関とか周辺の医療機関の人たちは、平群だけしないんだよねと、こういううわさが飛び交ってるらしいですよ。やっぱりね、もちろん1,000円もらうのを、どれぐらいの数になるのか、そこそこの金額にはなりますけども、それはやっぱりね、今度のコロナで金余るような状況には、予算上、今なってますけども、ちょっとそれは考えたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、町長その点どう思われますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員から、インフルエンザの7か町で補助してないのは平群町だけと。負担を発生させているのは平群町だけなんですけれども、全体経費の中ではもう既に町費を持ち出しているというところですよ。これについては、今、御指摘あるんですけども、町としての方針は変わらないというところですよ。

○議長

山口議員。

○7番

そんなこと分かってんねん。第一、ずっと1,000円って、何も全く町が補助してないというふうに言ってるわけじゃなくて、よそも同じようなことをやってきたけども、斑鳩は早くからもうずっと通常から無料ですけども、その他のところは大体平群と同じようにしてたわけでしょう。せやけど、コロナで平群町も一昨年はやったわけや。だからやっぱりね、その辺は、横に足並みそろえろというのはあんまり好きではないですけども、周辺全部やってんのに、平群町だけやらないというのはね、やっぱりあんまりいいことではないんで、だから町長に聞いてるんですよ。どう思いますかって聞いてる。別に部長に答えてもらおうと思ってない。町長どう思いますか。

○議長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

部長のほうも答弁させてもらったんですけども、一応高齢者につきましては5, 310円、これがかかってますということで、そのうち、町のほうが4, 310円の8割以上の負担をしてるということで、やっぱりこのこともありますので、財政状況も鑑み、ある一定の受益者負担についてはお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

同じ答弁要らんねん。要するに、やらないというのはもうはっきりしてるわけやけど、本当ならね、この間ずっと国から相当な金額来てるわけですから、そこにも目を向けてもらいたかったなということは言っておきますけども、本当ならね、今からでも私は遅くないと思うんですよ。急遽でもやってもらったほうがいいと思いますが、やらないとおっしゃってるんでそれ以上言いませんけれども。

あとはいいです。

○議 長

ほかにございませんか。馬本議員。

○12番

この間、全協でいろいろお話ありましたけど、今回、歳入でこども園の給食費無料化、1号、2号の認定の子どもたちに無料化するよと、5か月分。金額にして440万円ということで御説明ありました。今回もそのとおりになっております。しかし、ちょっと一つお聞きしたいんですけども、平等性とかいろいろ考えますと、北幼稚園、ここの件は、1号認定者に対してはどのような対応を考えておられますか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、今回の交付金の検討に当たりまして、公立のこども園という形で、まず議論をさせていただいたということでございます。今おっしゃっていただいた公平性の観点ということで議論があったことは確かでございます。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

1号認定者の給食費が3,500円、1月。2号については4,500円、平群町はですよ。ということは、そしたら、北幼稚園に行ってる平群町の児童数は何人ぐらいおいでになりますか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

北幼稚園に通園しています平群町の園児につきましては、75名となっております。

○議 長

馬本議員。

○12番

ということは、平群町の同じ子どもでありながら、保護者、持っておられる方から見たら、何でやということになれへんか。誰が考えたって分かる。これね、僕が一つ見落としててん。後でもう一回言うけども、この金ね、何ぼぐらいになるの。北幼稚園の給食費の積算根拠、ある程度は把握されてると思えますけども、1か月大体どのぐらいかかってますか、1号認定の園児については。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

私立の幼稚園等におきます給食の提供の仕方というのはいろいろ、まちまちなんですけども、北幼稚園に関しましては、週3日で、1回310円、給食は委託でされています。週1日についてはパン、牛乳の給食で160円ということになってまして、あと弁当持参の日もあります。週1,090円ぐらいかかるとして、4週ということになりますと、月約4,300円というのがいわゆる主食費、副食費含めての金額ということで聞いております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

これは私立でございますんでね、4,360円かな、そのぐらいかかるやろうということを今おっしゃってんけども、同じように、平群町の公立の基準として、3,500円を5か月間援助すべきではないですか。どうですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

北幼稚園の関係でございます。

公平性の観点からどうだということなんですけれども、1号認定給食費3,500円というのは一つの目安ということになっております。この辺の公平性ということで言えばどうなのかというのは、少し私も疑問があるところでございます。公平性の観点ということでですね、少し庁内のほうでも議論をさせていただきたいなと思っております。内容、状況によりましては、12月議会での補正予算計上も含めてですね、そういう方向も含めて検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

金額ね、どのぐらいかかるの、大体5か月で。今ちょっと計算したら、大方120万弱かな、そのぐらいかかるのかな。一応、12月議会までに検討することやから、もう一つ提案しておくで。

平群町は今年の7月に公立幼稚園の減額したね。したやろう。これ、いつか言おうか。こども園の給食費、8月、9月、10月分、3か月減額してるね。ということはね、これも追加して計算してくれるか。その点でどうやの。そうでなかったら公平性にならへんで。

○議 長

教育部長。

○教育部長

おっしゃるとおり、7月ですかね、含めたら8か月というふうになりますんで、その辺もですね、今ちょっと、検討はまだできておりませんので、そういった意見も含めまして精査していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

僕の計算ではね、今、7月の臨時議会であったときに、8月、9月、10月分、この3か月分を計算しますとね、約ですよ、北幼稚園の1号認定で72万ぐらいになるわけ。これが、今平群町が今回される5か月分、11月からに該

当すると、北幼稚園にしますと、約120万。大体190万から200万弱という計算になんねけど、その点、それも入れて12月議会に、もしも検討されて補正の中へ入れるということになればね、一つここでちょっと勉強していただきたいんやけど、遡及適用というのは、法的に不利益を被ることは遡及適用はでき得ないということになるわけや。けれども、これは保護者から見たら不利益被らない。そうでしょう。一番よく分かるのは、人事院勧告、いつも人事院勧告の答申受けて、上位法から人事院勧告で遡及適用します。4月からの給料何%、人事院勧告がアップになったらそのようにアップの形で執行されますね。そういう形の権限しながら来られたら、住民の保護者に対する遡及適用は、僕はできるんじゃないかなと思いますよ。不利益を被ってるんやから、逆に今まで。それを公平にするんやから、公立のこども園へお越しになる保護者の方も、また私立の北幼稚園へ通ってはる保護者も、皆平群の住民じゃないですか。

そしたら、外行ってはる人はどうやという話も出てくるでしょう。それは、僕はね、外に行ってはるのはいつも話しはるやんか。全部とは言わないよ。医療機関へ行っておられる方もおいでになるわけや。医療機関は医療機関、24時間の保育をされているわけ。それは看護婦さんを獲得するために、その医療機関は医療機関の独自の保育料の関係をされてると私はそのように認識しておりますよ。けども、私立の幼稚園はお昼でしょう。そういうことでしょう。幼稚園やったら平群だったら2時半まで違いますか。保育の場合、3号認定者だったら4時半までと違う。朝8時半から、そうやね。ということはね、せめて北幼稚園にお越しの保護者に対して、約200万、8、9、10並びに11、12、1、2、3、この給食費の減額を真剣に検討してくださいよ。私はこれ、修正出しなさい、差し替えしなさいとは言うてないよ。けれども、僕は保護者にとって不利益なことと違うから、遡及適用、僕はできると思うんで、その点、教育長、答えてもうたらええかな。どうですか。

○議長

教育長。

○教育長

今、馬本議員がおっしゃったように、本当に公平という観点から見ますとそれとおりにかなと思いますので、しっかりと検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長

馬本議員。

○12番

今回、その財源云々については1,900万ほどの、今度、財政調整基金へ

この補正予算は入れるということになって、12月に、先ほど説明あったように、物価高騰について、給食費の物品の要するに1,050万をそこで12月に予算を組みますよということを御説明、西岡総務部長からありましたね。ということは、700万か800万あるということで、その点もよく御存じだと思いますので、認識していただいて、12月に約200万弱の金を予算計上していただくことを祈念しています。よろしく願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第43号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

午前11時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時10分)

再 開 (午前11時20分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

福祉こども課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○福祉こども課長

失礼します。

先ほど、議案第43号におきまして、山口議員のほうから、住民税非課税世帯の家計急変の判定の関係で御質問を受けておりました。ちょっと確認取れましたので、御報告させていただきたいと思います。すみません、貴重な時間頂いてありがとうございます。

先ほど山口議員のほうから、任意の1か月の月の設定につきまして、例えば、配偶者と御主人があった場合について、同じ月を設定しなくちゃいけないのかというような御質問を頂きました。基本的には同じ月を設定していただくことが基本となっておりますというような回答となっておりますので、御報告させていただきます。

○議 長

続きまして

日程第7 議案第44号 令和4年度平群町学校給食費特別会計補正予算
(第2号)について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第44号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第44号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議された事件については全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いいたします。町長。

○町長

議員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重審議いただき、ありがとうございました。

本日上程させていただきました平群町一般会計補正予算、そして学校給食費特別会計予算につきましては可決いただき、本当にありがとうございました。

本日可決いただきました事業については、住民の生活を守るために、早期に事業実施を行ってまいりたいと思います。また、先ほど御指摘をいただきました北幼稚園に対する学校給食費補助につきましては、公平性の観点を鑑み、検討してまいりたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

○議長

これをもって令和4年平群町議会第6回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午前11時26分)